

<新しい規定>

(1) 本校を含む地域に暴風警報・暴風特別警報・大雨危険警報・大雨特別警報のいずれかが発令された場合、以下のように定める。

- ① 午前7時までに解除された場合は、平常通り授業を行う。
- ② 午前8時30分の時点で解除されていた場合は、3限より授業を開始する。
- ③ 午前10時の時点で解除されていた場合は、午後より授業を開始する。
- ④ 午前10時の時点で解除されていない場合は、休校とする。

ただし、生徒の居住している地域または通学経路に、暴風警報・暴風特別警報・大雨危険警報・大雨特別警報・河川氾濫危険警報・河川氾濫特別警報・土砂災害危険警報・土砂災害特別警報・高潮危険警報・高潮特別警報が発令されている場合、上記②～④に示されている時間帯について、当該生徒は出席停止とする。

(2) 大阪モノレールと北大阪急行電鉄の両方が運休になっている場合、以下のように定める。

- ① 午前7時までに解除された場合は、平常通り授業を行う。
- ② 午前8時30分の時点で解除されていた場合は、3限より授業を開始する。
- ③ 午前10時の時点で解除されていた場合は、午後より授業を開始する。
- ④ 午前10時の時点で解除されていない場合は、休校とする。

ただし、生徒の通学経路の上記以外の鉄道が運休になり、代替の登校手段がない場合、当該生徒は出席停止とする。

(3) 上記に関わらず、校長の判断により、臨時に全部または一部を休校とする場合がある。

<基本的な考え方>

	学校が危険	学校は安全
自宅・通学経路が危険	生徒は自宅待機・避難 (解除されなければ休校)	学校は通常授業 当該生徒は自宅待機・避難 (当該生徒は出席停止)
自宅・通学経路は安全	生徒は自宅待機 (解除されなければ休校)	通常授業

※本校を含む地域・・・「大阪府」や「豊中市」という行政単位の場合が多いですが、「北大阪」(豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町)という広域の場合や、行政単位をより小さい範囲をピンポイントで指定される場合もあります。

※出席停止・・・欠席にはならない。